

ク ラ ス 会 支 援 事 業

契 約 書

埼玉県立鳩ヶ谷高等学校

同窓会事務局

## クラス会支援事業 契約約款

(平成 19 年 9 月 8 日制定)

(平成 21 年 12 月 1 日一部改正)

この約款において同窓会事務局を甲、依頼者を乙とよび、契約に定める業務を遂行するにあたり次の通り定める。埼玉県立鳩ヶ谷高等学校 同窓会事務局（以下甲という）と、依頼者（以下乙という）。以下クラス会は在籍科、複数クラス含む。

第一条 本契約の対象はクラス会開催用住所録の譲渡とする。

第二条 利用者は同窓会住所登録者（同窓会会員、現・旧職員のみ）とする。

第三条 甲は住所登録者以外への譲渡は禁止する。

第四条 甲は住所録の譲渡を卒業時在籍した在籍科毎とし、それ以外の住所録の譲渡は禁止する。

第五条 甲より乙へ譲渡する住所録は本人の承諾を得たもののみとする。

第六条 甲は承諾を得た住所録及びその人数分の葉書の送付を必要に応じ乙に行う。

第七条 乙への葉書譲渡可能回数は年一回とする。

第八条 乙がクラス会（業務）を実施する日時・内容は必要に応じ契約書に記載し署名捺印をする。

第九条 乙はクラス会（業務）を実施する行為に関して一切の責任を負うものとする。

第十条 乙はクラス会（業務）を行うに当たり住所の変更・追加となる内容は対象となる人物に許可を得、許可を得た際は甲へ連絡する、甲の要請があるときには、これを以って対応する。

第十一条 乙はクラス会（業務）完了後、甲に対し完了の報告を行う。

第十二条 乙は全各条の定めた業務を統轄し、業務上の行為によって生じた結果は全て乙の責任とする。

第十三条 書類を紛失および流出した際、乙は損害賠償の責を負う。

第十四条 甲から乙に渡る資料に対し金銭の要求はしない。

第十五条 本契約の契約期間は受領日より年度末までとし期間を過ぎた場合、契約の解除となる。

第十六条 本契約に疑義が生じた場合、および本約款に定めのない事項が発生した場合は、甲乙遅滞なく協議の上これを確認する。

# 契 約 書

埼玉県立鳩ヶ谷高等学校 同窓会事務局（以下甲という）と、依頼者（以下乙という）とは以下の左記の通り契約をする。

乙は、平成 年度 連絡用に（クラス会・在籍科）住所録を使用します。

乙は、平成 年 月 日にクラス会を実施します。

官製はがき ・ 往復はがき

※○印をお願いします。

平成 年 月 日

甲：埼玉県川口市里 225-1

電話 048-286-0565

埼玉県立鳩ヶ谷高等学校 同窓会事務局

同窓会会長 渡 辺 敦

担当者：小 島 祐 美

乙：住 所 \_\_\_\_\_

電 話 \_\_\_\_\_ ( \_\_\_\_\_ ) \_\_\_\_\_

期生・組 \_\_\_\_\_ 期生 \_\_\_\_\_ 組 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ (旧姓： \_\_\_\_\_ ) ㊞

※電話番号は自宅固定電話もしくは携帯電話をご記入ください。

※本契約の証とし契約書を2通作成し、甲・乙それぞれが各1通を保管する。